

令和3年度負担限度額認定の更新申請について

介護保険制度は、3年に1度、国による制度改正により大きな見直しが行われ、令和3年度は改正の年度となります。

令和3年度は、介護保険負担限度額認定制度の対象要件と食費の利用者負担限度額も改正されました。

下記の手順で負担限度額認定の対象になるかをご確認いただき、対象になる場合は同封の申請書を用いてご申請ください。なお、短期入所サービスや介護施設サービスのご利用予定が無い場合は**申請不要**です。

申請手順（対象要件が大幅に変更されている為手順通り申請ください）

- 手順1** 下記の【令和3年度における介護保険負担限度額認定の改正点】をご覧ください、**負担限度認定の対象になるか確認ください。**
- 手順2** 手順1で利用者が負担限度認定の対象になるか分からない場合、裏面の「令和3年度(令和3年8月～令和4年7月サービス利用分)介護保険負担限度額認定申請手順」をご確認ください。
- 手順3** 負担限度額認定の対象であることが確認できた場合のみ、同封の返信用封筒に**切手を貼って、郵送でご申請**ください。

【令和3年度における介護保険負担限度額認定の改正点】

介護保険施設における食費・居住費の負担が**令和3年8月1日から変わります。**

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

①対象要件の改正

利用者負担段階	収入等に関する申告		預貯金等合計金額の基準額
1段階	生活保護受給者/市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者		1,000万（夫婦は2,000万）円以下
2段階	市町村民税 世帯非課税者	収入等合計額：年額80万円以下	650万（夫婦は1,650万）円以下
3①段階		収入等合計額： 年額80万円を超え120万円以下	550万（夫婦は1,550万）円以下
3②段階		収入等合計額： 年額120万円を超え	500万（夫婦は1,500万）円以下

※収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額を指します。

②食費の利用者負担限度額の見直し

利用者負担段階	食費（短期入所サービス）	食費（施設サービス）
1段階	300円	300円
2段階	600円	390円
3①段階	1,000円	650円
3②段階	1,300円	1,360円

基準費用額

1,445円

※居住費に変更はありません。

【お問合せ・送付先】

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

調布市役所 高齢者支援室介護保険担当 負担限度額認定担当宛

Tel042-481-7321（直通）